

7 医 安 第 7 4 6 号
令 和 7 年 9 月 5 日

一般社団法人愛知県病院薬剤師会会長様

愛知県保健医療局長

麻薬の管理の徹底について（通知）

日頃から、本県の医薬安全行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、麻薬業務所における麻薬等の管理につきましては、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）」（以下「法」という。）に基づき実施していただいているところですが、本県における最近の麻薬業務所からの麻薬事故届出の状況は、別添資料のとおりです。

その中には、麻薬を紛失するなど麻薬管理者による管理が十分実施されていない事例の他に、適正な手続きを行うことなく麻薬を廃棄した事例、麻薬診療施設が移転した際に麻薬管理者免許の新規申請を失念していた事例、誤調剤により交付した麻薬を麻薬処方箋に基づくことなく交換した事例、麻薬施用者免許番号が記載されていない麻薬処方箋に基づき麻薬を交付した事例など法違反となる事例も見受けられます。

つきましては、「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱の手引き」（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/mayakutop.html>）及び別添のチラシを御参照いただき、麻薬の適切な管理の再確認及び実施について徹底していただくよう貴会員への周知に御配慮ください。

なお、麻薬の所在不明、盗難及び法違反等必要があると認められる場合には、麻薬取締員等の関係職員による麻薬業務所への立入調査等を実施することがありますので、御承知いただくとともに、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

担 当 生活衛生部医薬安全課
毒劇物・麻薬・血液グループ
電 話 052-954-6305（ダイヤルイン）
ファックス 052-953-7149
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

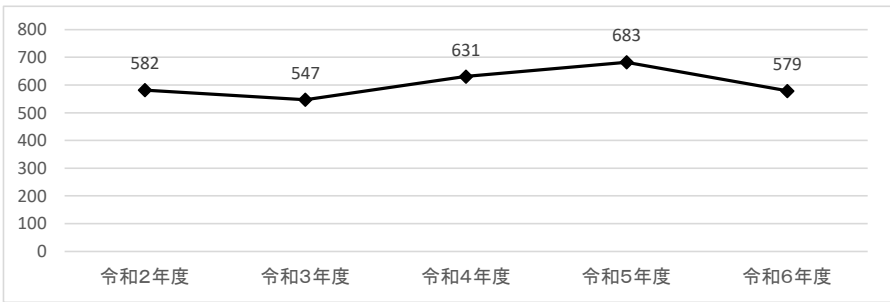
麻薬等の事故届について

(表 1) 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料事故届出件数

	麻薬	向精神薬	覚醒剤原料	計
令和 2 年度	582	7	4	593
令和 3 年度	547	3	7	557
令和 4 年度	631	3	3	637
令和 5 年度	683	5	9	697
令和 6 年度	579	1	7	587

注) 令和 6 年度の向精神薬事故の内訳は、所在不明 1 件。
覚醒剤原料事故の内訳は、破損 2 件、所在不明 3 件、廃棄違反 2 件。

(参考) 麻薬事故届出件数の推移



過去 5 年間のうち、令和 3 年から令和 5 年度にかけて増加傾向であったが、令和 6 年度は令和 3 年度の水準となっている。

(表 2) 麻薬事故届の免許種類別届出件数

	施用・管理者	小売・卸売業	研究者	計
令和 6 年度	561	15	3	579

(注) 免許種類別にみると麻薬施用・管理者からの届出件数が多いが、その内訳は、患者の自己抜去による流出や注射剤の落下による破損等が多い。

(表 3) 麻薬事故届の事由別届出件数

	滅失		盗取	所在不明	その他				計	
	破損	流出			誤廃棄 (注1)	廃棄違反 (注2)	誤調剤・ 誤施用	途中剥離 ・その他		
令和6年度	90	418	1	8	62	13	8	15	26	579

(注 1) 「誤廃棄」とは、術後の施用残麻薬や処方変更等により不要になった調剤済みの麻薬を麻薬管理者が他の職員立会いの下、廃棄しなかった事例等(平成12年 3 月31日付け医薬発第371号通知)。

(注 2) 「廃棄違反」とは、期限切れや誤調剤した麻薬等をあらかじめ愛知県知事に届け出て、愛知県職員の立会いの下、廃棄しなかった事例等(麻薬及び向精神薬取締法第29条)。

事故届の届出が必要な事例について (一例紹介)

- アンプルの破損により麻薬が流出し、全量回収できない場合 (破損)
- 処方内容と異なった内容で調剤された麻薬を患者に施用 (交付) した場合 (誤施用 (誤調剤))
- 患者に貼付された施用中の麻薬が何らかの原因により剥がれ落ち紛失した場合 (途中剥離)

廃棄する場合に麻薬廃棄届の届出が必要な事例について (一例紹介)

- 麻薬処方箋による調剤をされていない麻薬を廃棄する場合 (期限切れ等)
- 誤って調製した麻薬を廃棄する場合
- アンプル製剤以外の麻薬で事故があった際に、回収した麻薬を廃棄する場合